

入札説明書に関する質問回答

長崎市新市立病院整備運営事業に関する「入札説明書」の内容につき、平成21年12月7日から平成21年12月22日までに受け付けた質問への回答を整理して記述しております。

No	該当ページ及び項目							質問	回答		
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カカ	小項目 (カカ)	大項目 ローマ字			小項目 (ローマ字)	その他
001	002	第2	5	(2)					4行目	現在想定されている高度医療機器の共同利用の具体的な方法をご教示ください。	原則、地域医療機関からの共同利用の依頼を受け、予約日に市立病院に来院した患者に検査のみを実施し、検査結果を紹介元へ後日通知(連絡)します。 また、説明及び費用請求等は、紹介元で行うことと考えております。
002	002	第2	5	(3)	ア					新病院の充実すべき機能及び他の医療機関との機能分担の一つとして、「救急医療」があります。今回の施設整備は、既存の長崎県内の救命救急センターとの補充・強化等の連携内容は、どのようなものでしょうか。	長崎地域医療圏では長崎大学病院に来年度から3次レベルの救急患者を受け入れる救命救急センターが設置される予定です。新市立病院では、1次～2次救急レベルの患者から、循環器系疾患(脳梗塞、くも膜下出血、急性心筋梗塞等)及び意識障害または昏睡等の救命患者(3次レベル)に対応します。また、高度な救命医療が必要な患者には長崎大学病院と連携し、新市立病院ではER型救命救急センターとして輪番制病院と役割分担し、協力をしながら地域の救急医療を担っていきたくと考えております。 詳細については、入札説明書P3'第2-5-(4)新市立病院の担う機能、をご参照ください。
003	002	第2	5	(3)	ウ					収入面に関連して、患者の年齢分布もしくは自己負担割合による分布の想定値がございましたらご教示下さい。	経営シミュレーションにおいては、現病院の収入を勘案して積算しておりますが、ご質問の分布による想定値は特に見込んでおりません。
004	003	第2	5	(5)	ア	(ア)	c			「地域周産期母子医療センター」を中止し、「周産期センター」と変更しているのは、長崎大学病院との調整結果と考えますが、周産期医療に関する長崎大学病院との連携は、具体的にどのようなものでしょうか。	長崎大学病院の整備計画においては、NICU6床、GCU18床の24床を計画していますが、長崎医療圏内の新生児医療として不足するため、新市立病院にも一定数の新生児ベッドを整備することとなりました。 長崎大学病院との連携については、比較的风险が低い新生児は、新市立病院で対応することと予定しています。
005	004	第2	5	(5)	ア	(ア)	c			周産期センターについては、平成21年8月26日公表の実施方針P.4 第11(6)ア(ア)にて設置の有無を含め長崎大学病院と調整中とのことでしたが、参考までに長崎大学病院との調整結果、関わりについてご教授頂ければと存じます。	(質問 004参照)
006	004	第2	7							地元企業の育成や地域経済の振興に配慮する。場合の地元は長崎県内についても含まれると考えられますか。	地元企業の育成への質問に関しては、「地元企業」の定義は「長崎市の区域内に主たる事務所を有する者」としております。
007	004	第2	8						2	既存施設の改修は認めないとありますが、参考資料17の基本計画図の案の場合でも、既存病院本館の正面玄関の庇を解体しないと、新管理棟が配置できないと理解しております。また、新管理棟を建設している期間は、当該正面玄関からの患者の出入りは非常に困難と思われる。既存の改修可能な範囲及び工事期間中の既存施設の出入口等の変更の可能性について改めて具体的に御教示ください。	既存病院の改修は認めないという意図は工事中も既存病院の機能を止めずに運営をしつづけられるという趣旨に基づいたものです。 利用者の安全に支障がなく既存建物の耐久性に支障を与えない微細な改修に当たっては、十分協議の上柔軟に対応したいと考えております。また、出入口の変更の可能性については、工事期間中どうしても利用できない期間に限ってその他の入口を利用する等提案に対して十分協議の上柔軟に対応したいと考えております。
008	005	第2	11							平成25年4月1日から平成43年3月末までの18年間は、維持管理等の期間であり、事業期間は、事業契約締結後から平成43年3月末までの理解でしょうか。	事業期間については、事業契約書(案)「別紙2用語の定義集」の「31」にお示しのとおりです。なお、事業契約書(案)冒頭の「4 契約期間」については「本契約の締結の日から平成43年3月31日まで」と具体的な日程を追記いたします。
009	005	第2	12							参考資料として添付されている工程表を見ると、作業ヤードがほとんど取れない状況で工事時間の制約を課された中で 期工事に22ヶ月、期工事に20ヶ月の工事期間しか設定されていません。地階のある 期工事の建物規模では通常25ヶ月程度掛かると考えられます。上記期間を想定した根拠を提示頂けませんでしょうか。	期工事に22ヶ月の工程に関しては他事例等を参考に、準備工事から基礎工事までを8ヶ月、それ以降引渡しまでを14ヶ月と見積り想定しております。想定に当たっては工期短縮の手法などを用いない従来の工法により算出しています。また、リハーサル期間を少しでも長く取りたい意向もありますので事業者の創意工夫による工期短縮のご提案に期待しています。

No	該当ページ及び項目								質問	回答
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)		
010	006	第2	12						「 期工事のうち、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室等に係る建物(仮設、本設は問わない)の引渡し時期」が、平成25年3月末までの設定とされていますが、新管理棟部分の引渡しと考えると宜しいでしょうか。また、「 期の建物引渡時期」として明記されている部分は、新本館棟の11月引き渡しとの認識で宜しいでしょうか。	前段、後段ともに現在の想定案の建物に当てはめると、基本的にご理解のとおりですが、ご質問にある時期は「引渡し時期」ではなく「引渡し期限」である点にご留意ください。 平成25年3月末までに引渡しを求めている建物は、要求水準で求めている機能を確保していただけの限りにおいては仮設、本設かは事業者側のご提案の範疇です。 なお、「 期工事のうち、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室等に係る建物(仮設、本設は問わない)」については、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室のみとなりますので、入札説明書及び入札説明書別添資料全般に関し、「 期工事のうち、医局(研修医含む)、中央更衣室、当直室等」の「等」を削除いたします。
011	006	第3	1	(1)					提案内容評価は、絶対評価で行われるのでしょうか、相対評価で行われるのでしょうか。	後段のご理解のとおりです。 各評価項目及び視点ごとに、各応募者の提案内容の中から「最も優れた提案(1位)」を決定し、2位以下の評価については1位の提案からの差を鑑みて評価(1位の評価以下<SABCDの5段階評価で、例えば、1位がA評価であれば、2位以下はB以降の評価>)を行うことを基本とします。ただし、仮に同等程度の提案と評価する場合には、上記に従わず、同一の評価とします。
012	006	第3	1	(2)					加点審査の評価項目に対する配点は、各評価の視点に対する配点から、さらに細分化された内訳(例えば、様式集-様式26-1)提案内容「 項目等」ごとに設定されるのでしょうか、配点内訳が設定される場合、公表されるのでしょうか。	「入札説明書 別添資料2 落札者決定基準」のP6に示す「評価の視点」の単位で得点を付与するものであり、更に細分化することはございません。
013	006	第3	2	(2)					代表企業の出資比率は、他の構成員と同じ率の同率1位の出資でも可能でしょうか。	出資比率については、ご質問のとおりで結構です。ただし、代表企業が有する議決権株式に並ぶ株式を、他の構成員が保有することは認めません。
014	007	第3	2	(7)					応募者を構成する法人の変更について、参加資格確認結果の通知日から入札提案書類の提出までの間に、応募者を構成している法人が、長崎市において指名停止措置となった場合は、特別の事情としてやむを得ないと認められるのでしょうか。	ご指摘の期間につきましては、長崎市において指名停止措置となった場合においても、参加資格要件を喪失したこととなりません。「第3 事業者の選定 3.(4)参加資格要件の喪失」をご参照ください。
015	008	第3	3	(1)	キ				追加的に参加を表明する協力企業については、入札参加資格要件確認基準日である平成22年6月10日が属する平成22年度の「物品等入札参加有資格者名簿」に登録していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
016	008	第3	3	(2)					維持管理・利便施設を行うものの業務実績は問われないものという理解で宜しいでしょうか。ご教授願います。	ご理解のとおり、「応募者の各構成員及び協力企業に共通する資格要件」以外に、施設維持管理業務及び利便施設運営業務を実施する者に係る個別要件は特段設けておりません。
017	008	第3	3	(2)	7	(1)			実績要件として、平成10年4月以降に設計が完了した一般病床300床以上の免震構造の病院建物とありますが、参加申請時にこれを証明する為の書類の添付が必要な場合、必要な書類の具体的内容を御教示ください。	実績に係る契約関係、及び対象病院の内容(規模等)について、要件を満足していることを客観的に証明できる書類(契約書の写し、竣工図面、パンフレット、PUBDIS等)をご提示ください。
018	008	第3	3	(2)	1	(1)			実績要件として、平成10年4月以降に完成した一般病床300床以上の免震構造の病院建物とありますが、参加申請時にこれを証明する為の書類の添付が必要な場合、必要な書類の具体的内容を御教示ください。	(質問 017参照)
019	008	第3	3	(2)	リ				「建設業務を担う者の代表者(主に建設業務を実施する者)が満たしていればよいものとする。」との記載がありますが、「(主に建設業務を実施する者)」とはJVのスポンサーという理解でよろしいですか。	JVとなる場合は、ご理解のとおりです。
020	008	第3	3	(2)	リ				分離発注を前提としない場合、長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値について、代表者とJVを組む法人もしくは代表者以外でJVを組む法人は900点以上であれば良いでしょうか。	建設業務を1法人で実施する場合は、長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値の建築一式において1,200点以上が必要です。複数の法人で実施する場合は、代表者が満たしていれば、その他の法人については、それぞれの法人が担当する工事について、建築一式工事900点以上、電気工事800点以上、管工事820点以上が必要となります。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)			その他
021	008	第3	3	(2)	リ	(リ)				個別要件で、建設業務のうち電気・機械設備工事に関するものの施工実績は問われないものという理解で宜しいでしょうか。ご教授願います。	ご理解のとおりです。
022	008	第3	3	(2)	リ	(イ)				長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値とは、財団法人建設業情報管理センター発行「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」の評定値と理解してよろしいでしょうか。	あくまで長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値です。
023	008	第3	3	(2)	リ	(リ)				実績要件として、平成10年4月以降に完成した一般病床300床以上の免震構造の病院建物とありますが、参加申請時にこれを証明する為の書類の添付が必要な場合、必要な書類の具体的な内容を御教示ください。	実績に係る契約関係、及び対象病院の内容(規模等)について、要件を満足していることを客観的に証明できる書類(契約書の写し、パンフレット、コリンズ等)をご提示ください。
024	009	第3	3	(3)						統括マネジメント業務のいずれかの業務のみを実施する企業は参加申請できるのでしょうか(個別業務の担当者やエネルギー管理士、リスクマネージャー等のみの受託)。また参加申請が可能な場合、6月11日の追加参加分での参加申請でよろしいのでしょうか	ご質問にあるような、受託予定の企業についても参加資格要件の確認対象となりますので、ご理解のとおりです。 なお、当該企業が構成員であれば、平成22年6月の追加参加分ではなく、平成22年2月時点で申請して頂くことになります。 また、当該企業が協力企業であれば、平成22年6月の追加参加分の申請時でも結構ですし、平成22年2月時点で申請頂いても結構です。
025	009	第3	3	(4)						参加資格の喪失については、当該企業の入替えによって対応可能との理解で宜しいでしょうか。	特別の事情がありやむを得ないと市が認めた場合に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更が可能となります。
026	010	第3	4							議会承認は落札結果に影響はないとの理解でよろしいでしょうか。	契約に関する議会議事録としては、長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例において、契約締結後報告をすることとなります。
027	012	第3	4	(3)	イ	(イ)	a			「質問者のノウハウに関する判断される質問に対する回答は、別途、上記の公表時期に関らず、適宜当該質問者に対して通知する」とのことですが、公表されなかった質問者のノウハウに関する判断された質問回答の有無及び件数を公表して頂けませんでしょうか。	公表する予定はございません。
028	012	第3	4	(3)	イ	(カ)				「...上記に該当すると市が考える以下の3つの事項について...」とありますが、「2つの事項」の誤記でしょうか。又は事項が一つ記載漏れているのでしょうか。	ご指摘のとおり、「2つの事項」の誤記です。当該記載を修正いたします。
029	012	第3	4	(3)	イ	(カ)				「以下の3つの事項について」とありますが、「施設の工程計画・建替え水準に係る水準について」「施設の配置・平面計画等に係る水準について」と2つしかありませんが、残りのひとつについてご提示ください。	(質問 028参照)
030	012	第3	4	(3)	イ	(カ)				「市が考える以下の3つの事項」との記載がありますが、「施設の工程計画・建替え手順に係る水準」「施設の配置・平面計画等に係る水準」の2項目しか記載がありません。3つ目をご教示願います。	(質問 028参照)
031	012	第3	4	(3)	イ	(カ)				「以上を踏まえ、応募者は、上記に該当すると市が考える以下の3つの事項について」と記載されていますが、以下には「施設の工程計画...」について、「施設の配置...」について、の2事項しかありません。3番目の事項は何でしょうか。	(質問 028参照)
032	012	第3	4	(3)	イ	(カ)				「応募者は...以下の3つの事項について、質問等(第2回)...質問することができる。」とありますが、2つの事項しかございません。(「施設の工程計画...」「施設の配置...」)	(質問 028参照)
033	013	第3	4	(5)	ア					対話によって万一、入札説明書や要求水準などの共通項目(ノウハウなどの個別対応以外)に変更が生じた場合、質疑回答として公表されるものと考えて宜しいでしょうか。	質問回答や対話等によって、入札説明書及び入札説明書別添資料(別添資料1 要求水準書を含む)の変更が生じた場合には、修正のうえ、入札説明書及び入札説明書別添資料の改訂版を公表いたします。
034	014	第3	4	(5)	イ	(フ)	a	(c)		対話を効率的に進行するため、提出した議題内容への回答を事前にご提示いただける等の運用はお考えでしょうか。	現時点では議題内容への事前回答は考えておりません。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 (カタカナ)	小項目 (カタカナ)	大項目 (ローマ字)	小項目 (ローマ字)			その他
035	014	第3	4	(5)	イ	(ア)	a	(c)		対話における議題内容について、発注者側の出席者によって内容が変わってくるかと考えております。発注者側の出席者のどのような方(参加人数含む)を想定しておりますでしょうか。	現時点での市側の参加予定者は、新病院整備の中心となる医師、看護師、コメディカル、施設管理(各数名ずつ)及び、事業管理者、病院局管理部、市建築担当者、事務局担当者とし、参加のコアメンバーは固定とする予定です。ただし、議題内容に応じて、適宜望ましい担当者が参加する方向で調整する予定です。事業者側にとって有益な議題内容をご検討ください。
036	014	第3	4	(5)	イ	(ア)	a	(c)		対話について、市の意図を理解するために具体的にはどのような議題内容を想定すればよろしいでしょうか。参考までに市が想定している議題例について、ご教示賜れば幸いです。	新市立病院に対する要望・ニーズの確認や、要求水準書等の各種規定等に対して、市が意図している内容の確認や事業者自らが考える計画が要求水準を達成しているかの確認等に係る意思疎通を対話を通じて行うことが目的ですので、上記事項を前提に対話の議題内容を事業者側でご検討いただければと考えております。
037	015	第3	4	(5)	オ					再掲された項目以外について、対話の話題にしても良いでしょうか。	再掲した項目は市として対話の中で確認したい事項を列記したものですので、ご理解のとおりです。 質問 036を参照のうえ、入札提案書類作成に、あたり、有効かつ効果的な事項をご検討頂き、議題として提出ください。
038	015	第3	4	(6)	ア					個別現場説明会は単なるウォークスルーではなく、現状の課題や構想について質疑応答などが行える内容として頂けるのでしょうか。	ご質問のとおり、形式的なものではなく、本事業に関し、個別現場説明会を通じて市・事業者間の意思疎通を図ることが目的ですので、基本的にはご理解のとおりで結構です。 なお、個別現場説明会の詳細については、参加資格確認結果の通知と同時に通知する「個別現場説明会の実施要領」などをご確認ください。
039	016	第3	3	(6)	ウ					個別現場説明会に関し、詳細の実施要領については、申請書受付時にご説明いただけることですが、検討するに当たり、対象とならない箇所はありますか。	可能な限り対応したいと思いますが、医療施設であるため、一部ご希望に添えない場合がございますことはご了承ください。
040	016	第3	4	(7)	ア					守秘義務誓約書を市に提出し開示を希望した者に開示を予定されている守秘義務対象資料にはどのような資料があるのか、開示予定時期とあわせてご教示下さい。	守秘義務対象資料として予定しているものは以下のとおりです。 危機管理マニュアル関連 「災害マニュアル」、「医療安全マニュアル」、「感染対策マニュアル」 運営計画関連 「部門別運営計画(案)」、「部門別運営計画(案)補足資料」、「情報システム概念図(案)」、「ネットワーク構成図(案)」、「情報システムの前提条件(案)」、「主要機器リスト(案)」及び「厨房機器リスト(案)」 現在の委託契約一覧 上記のほか、参加資格確認結果の通知後に提供する参考資料の一部 なお、参考資料一覧において、守秘義務対象資料が否かについて、明確化する予定です。
041	016	第3	4	(7)	ア					守秘義務誓約書の提出により守秘義務対象資料を市から受け取ることができるとありますが、具体的にはどのような内容でしょうか。差し支えない程度にご教示下さい。	(質問 040参照)
042	016	第3	4	(7)	イ					守秘義務誓約書に記載のない企業に関して、追加で守秘義務誓約書を提出する場合、提出方法は持参となるのでしょうか。また追加提出に関しては、入札まで随時提出が可能でしょうか。	提出については、郵送も可としますが、郵送完了の確認は事業者にて行ってください。 また、入札までの随時提出は可能です。
043	018	第3	4	(9)	カ					内訳書とは様式22との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
044	018	第3	4	(9)	キ					開札時に、各応募者の入札金額はその場で公表されるのでしょうか。	開札時では、各応募者の入札金額が予定価格を超過していないことについて確認します。なお、各応募者の具体的な入札金額を読み上げることはございません。
045	019	第3	4	(10)						予定価格の参考内訳は入札金額の内訳を拘束するものではないとありますが、参考内訳を超えた場合でも全体として予定価格以下であれば、失格にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、入札上は予定価格の内訳は拘束したものではないと考えています。 ただし、本事業を実施するにあたり、維持管理期間中の病院本体の単年度収支を病院経営において重視しており、各業務の当初金額の設定の考え方については加算審査の中で評価の対象となる点をご理解頂いた上で事業費を積算して頂きたいと考えます。

No	該当ページ及び項目								質問	回答	
	ページ	章	番号	項 ()	大項目 カタカナ	小項目 (カタカナ)	大項目 ローマ字	小項目 (ローマ字)			その他
046	019	第3	4	(10)						*2予定価格の内訳を示すが、応募者の入札金額の内訳を拘束するものではない、とは例えば施設整備業務費相当額が14,290百万円を超えても予定価格23,780百万円以内であれば良いということですか。また統括マネジメント業務及び施設維持管理業務費相当額9,490百万円を超えても、予定額23,780百万円以内であれば同様と考えて宜しいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。 (関連質問 045参照)
047	019	第3	4	(10)						予定価格及び参考内訳が明記されていますが、想定されている詳細項目の内訳をご提示願います。	施設整備業務費相当額と、統括マネジメント業務費相当額と施設維持管理業務費相当額の内訳項目は、事業契約書(案)別紙12の「表1 サービス対価の構成」に示すとおりです。なお、金額の公表は予定しておりません。
048	019	第3	4	(10)					参考内訳	平成21年10月16日公表の実施方針等に関する質問への回答No.045 で回答がございましたが、予定価格算出にあたってのPSCを含むVFM 詳細な算定根拠をご提示いただければと存じます。	VFMの算出条件として公表すべきと判断した内容については平成21年11月25日に公表した「特定事業の選定結果」の中で公表しております。
049	019	第3	4	(10)						予定価格の94.9億円の内容についてどのような内容が含まれているのか、詳細にご教授願います。	(質問 047参照)
050	019	第3	6	(1)						基礎審査の結果に対する点数の配点は行わないと理解しておりますが、基礎審査結果は加点審査に影響しないものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
051	019	第3	6	(1)						加点提案書に対する加点審査は入札参加者の相対評価でしょうか。絶対評価でしょうか。	(質問 011参照)
052	019	第3	6	(1)						落札者決定基準の加点審査の評価項目7. その他とは具体的にどのような提案を求めているのでしょうか。今回の業務範囲外の提案を期待している、という事でしょうか。その場合、その提案内容は、実施に係る対価が当然入札価格に含まれず、その分の追加費用が不明であっても、それを行う準備があるという提案が評価されるということになるのでしょうか。期待される提案内容と、その実現性についての評価の考え方についてご教示ください。	入札説明書別添資料2「落札者決定基準」P6に示す「1. 事業全体のマネジメント」から「6. 周辺地域との調和」に記載した、「評価項目及び評価の視点」以外に、事業者自らが本事業に貢献できるような、対応・支援策等について自由に記載して頂くことを求めていますので、事業者側において有効な提案と考える事項をご提案ください。 ご質問にある、「その提案内容は、実施に係る対価が当然入札価格に含まれず、その分の追加費用が不明であっても」以降については、様式26のP3で留意事項として「提案にあたり、入札金額以外に別途市に対して対価を求めようとする事項は記載しないこと。」と記載しておりますので、当然追加費用が発生するような提案については評価の対象とはなりません。 ただし、「7. その他」については、必ずしも提案内容を事業範囲に限定しているものではない点にもご留意頂き、入札金額の範囲内で事業者側で対応・支援ができる事項をご提案ください。
053	020	第4	1	(3)	7					SPC側の負担とする「弁護士費用、印紙代など」について詳細をご教示願います。	事業契約の締結までに要する各種費用であり、詳細は、SPCによるものと考えます。